

こていしさんぜい と し けいかくぜい 固定資産税・都市計画税

あなたは 今年の 1月1日に 広島市に 土地 や 建物 や 機械などを 持っています。

これらのものを持っている人には、 広島市から 固定資産税・都市計画税の お知らせを 送ります。

この税金のことは、 [こちら](#)のページを 見てください。

この税金は 払う方法が 2つ あります。

① 納付書<税金を 払う 用紙>

封筒に 納付書が 入っています。

納期限<払わないと いけない 期限>までに 払って ください。

払うことが できる 場所

- ・ 銀行、郵便局などの 金融機関
- ・ コンビニ（バーコードがある 納付書だけ 使えます。）
- ・ 広島市の市税事務所、税務室、市民税課、区役所出張所、収納対策部

また、クレジットカードや スマートフォンアプリ（スマホアプリ）などで 払うことが できます

（キャッシュレス納付）。封筒に 入っている 納付書（QRコードがある 納付書だけ 使えます。）

と インターネットが 使える スマートフォン、 パソコンなどが いります。

詳しいことは、[こちら](#)を ^み 見てください。(やさしい日本語では、ありません。)

② ^{こうざふりかえ}口座振替 <=^{よちよきんこうざ}預貯金口座から ^{じどう}自動で ^{はら}払う ^{ほうほう}方法>

あなたが ^{こうざふりかえ}口座振替の ^{てつづ}手続きを ^{して}いたら、^{よちよきんこうざ}預貯金口座から ^{のうきげん}納期限に ^{じどう}自動で ^{はら}払われます。

詳しいことは、[こちら](#)を ^み 見てください。(やさしい日本語では、ありません。)

^{にほんご}日本語の ^{はな}話す・^き聞くができる人は、^{しぜいじむしょ}市税事務所などへ ^{ちよくせつ}直接 ^{とあ}問い合わせてください。

^{にほんご}日本語の ^{はな}話す・^き聞くができなくて ^{つうやく}通訳が ^{ひつよう}必要な人は、^{した}下の ^{そうだんまどぐち}相談窓口へ ^{とあ}問い合わせてください。

^{ひろしまし}広島市・^{あきぐんがいこくじん}安芸郡外国人相談窓口】

Tel : 0 8 2 - 2 4 1 - 5 0 1 0 Fax : 0 8 2 - 2 4 2 - 7 4 5 2

E-mail : soudan@pcf.city.hiroshima.jp

^{そうだんじかん}相談時間 ^{げつようび}月曜日～^{きんようび}金曜日 ^{じふん}9時00分～^{じふん}16時00分

(^{がつ}12月^{にち}29日～^{がつ}1月^{にち}3日・^{しゅくじつ}祝日・^{がつ}8月^{にち}6日は休みです)

^{たいおうげんご}対応言語 ^{ちゅうごくご}中国語、^ごスペイン語、^ごポルトガル語、^ごベトナム語、^ご英語、^ごフィリピン語

(^ごフィリピン語は、^{きんようび}金曜日と^{だい}第1と^{だい}第3の^{ちくようび}木曜日のみ)